○厚生労働省令第四十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条、第四十七条第二項及び第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者の氏名変更の届出）	（被保険者の氏名変更の届出）
第十四条　事業主は、その雇用する被保険者が氏名を変更したときは、当該被保険者に係る次の各号に掲げる届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続の際、雇用保険被保険者氏名変更届（様式第四号。以下「被保険者氏名変更届」という。）に運転免許証、健康保険の被保険者証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。	**第十四条**　事業主は、その雇用する被保険者が氏名を変更したときは、速やかに、雇用保険被保険者氏名変更届（様式第四号。以下「被保険者氏名変更届」という。）に運転免許証、健康保険の被保険者証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
一　第七条第一項の規定による被保険者でなくなつたことの届出	
二　第十二条の二の規定による雇用継続交流採用職員に関する届出	
三　前条第一項の規定による被保険者の転勤の届出	
四　次条の規定による被保険者の個人番号の変更の届出	
五　第十四条の三第一項の規定による被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出	
六　第十四条の四第一項の規定による被保険者の育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出	
七　第百一条の五第一項又は第六項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続	
八　第百一条の七第一項又は同条第二項において準用する第百一条の五第六項の規定による高年齢再就職給付金の支給申請手続	
九　第百一条の十三第一項又は第五項の規定による育児休業給付金の支給申請手続	
十　第百一条の十九第一項の規定による介護休業給付金の支給申請手続	
2～5　（略）	2～5　（略）
（被保険者の個人番号の変更の届出）	（被保険者の個人番号の変更の届出）
第十四条の二　事業主は、その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が変更されたときは、速やかに、個人番号変更届（様式第十号の二）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。	**第十四条の二**　事業主は、その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）が変更されたときは、速やかに、個人番号変更届（様式第十号の二）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。